

「道の駅」竜北ウォーキング2015

11月1日、ウォーキングセンターをスタート、ゴールとする「道の駅」竜北ウォーキング2015が開催され、町内外から約260人の参加がありました。

今年度は新たなコースとして、野津古墳群を巡る10.5キロと宇城氷川スパートインターチェンジを巡る5.0キロの2コースを設定。参加者たちは掛け声とともに元気にスタートすると、歴史香る古墳群やフルツロロードを巡り、氷川町の秋色を楽しみました。

また、コース上の休憩所では、特産のみかん、昼食では、担い手女性グループにより、豚汁が振る舞われ、参加者たちは氷川町の秋を満喫していました。



▲みかん畑をバックに



▲歴史香る古墳を臨んで



▲特産みかんでおもてなし

第11回氷川町文化祭

11月3・4日、第11回氷川町文化祭が開催されました。

3日に氷川町公民館で行われた芸能の部では、町内の保育園、中学校や各種団体・個人が、吹奏楽・太鼓などの演奏、太極拳、ダンス、日舞、コーラスなどを披露。見事な演技に、会場からは大きな拍手が送られました。

また、宮原体育館では、2日間にわたり作品展示が行われ、絵画や陶芸、書道などの作品が会場にずらりと並びました。力作揃いの作品に訪れた人たちは、足を止め、熱心に鑑賞していました。



▲竜北中学校吹奏楽部の壮大な演奏



▲ずらりと並んだ芸術作品



▲囲碁の部も白熱



▲太極拳の優雅な動き

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成26年度決算に基づく

健全化判断比率・資金不足比率公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担などに係る指標（健全化判断比率）と、公営企業ごとの資金不足率（資金不足比率）を議会に報告し、公表しなければなりません。

氷川町の平成26年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は次のとおりで、いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回り健全な状況と言えます。なお、公表する指標は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率の5つです（①～④を総称して健全化判断比率と言います）。

【健全化判断比率】

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—%	—%	9.7%	30.9%
早期健全化基準	15.00%	20.00%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.00%	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

【資金不足比率】

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	—%
宅地開発事業特別会計	—%

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

【用語解説】

実質赤字比率

一般会計など（氷川町の場合は一般会計と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計）の実質収支額（歳入と歳出の差引）が赤字となった場合、標準財政規模（※①）に対する赤字の割合。家計に例えると、年収に占める年間の赤字の割合といえます。氷川町の一般会計などにおいて赤字は生じていないため、実質赤字比率は発生しません。

連結実質赤字比率

町の全ての会計（実質赤字比率の会計に公営企業会計の下水道特別会計、宅地開発事業特別会計を加えたもの）の赤字額と黒字額を合算して赤字となった場合、標準財政規模に対する赤字の割合。実質赤字比率と同様に、氷川町の公営企業会計でも赤字（資金不足）は生じていませんので、連結実質赤字比率は発生しません。

実質公債費比率

町の一般会計の支出のうち、借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額（一部事務組合への負担金、公営企業会計に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分など）の標準財政規模に対する割合で、3か年（24～26年度）の平均値。家計に例えると、年収に占める年間の借金返済額の割合と言えます。

将来負担比率

町の一般会計などが将来的に負担することになっている、実質的な負債（借入金の返済など）にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する割合。家計に例えると、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合と言えます。この比率が高い場合、将来これらの負担額を支払う必要があることから、今後の財政を圧迫する可能性が高いことを意味します。

資金不足比率

公営企業会計における資金不足額（※②）の事業規模（※③）に対する割合。氷川町では、下水道事業特別会計、宅地開発事業特別会計が対象となりますが、いずれの会計においても、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は発生しません。

早期健全化基準

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には「早期健全化段階」となり、自主的な改善努力による財政健全化計画を定めなければなりません。

財政再生基準

自治体の財政規模によりそれぞれ基準が設けられています。健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には「財政再生段階（従来の財政再建団体）となり、財政再生計画を定めなければなりません。また、この計画については総務大臣の同意が必要となり、国が強く財政運営に関与することになりますので、一部を除き、地方債の発行ができなくなったり、税金や公共料金の増額、住民サービスの見直しをせざるを得なくなったりします。

【お問い合わせ先】
企画財政課 財政係
☎52・5850（直通）